

「三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画」策定支援業務
プロポーザル募集要項

「三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画」策定支援業務について、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するため、以下のとおりプロポーザルの参加者を募集する。

1 業務概要

(1) 業務内容

「三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画」策定支援業務委託仕様書のとおり

(2) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(3) 履行場所

三鷹市が指定する場所

2 経費

見積上限額は 13,000,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）とし、見積上限額を超える額を提示した者は失格とする。

提案のあった見積金額は契約締結に当たっての参考とするが、見積金額での契約締結を約するものではない。

また、本件は最低制限価格を設定しており、これを下回る額を提示した者も失格とする。最低制限価格は非公開とする。

3 実施方式

公募型プロポーザル

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「三鷹市」の登録がされていること。
- (3) 三鷹市（以下「市」という。）において指名停止されていないこと。
- (4) 三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加等排除措置を受けていないこと。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法による更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法による再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったときなど）にないこと。

5 募集要項等の配布

(1) 配布方法

三鷹市健康福祉部介護保険課介護給付係（三鷹市役所本庁舎 1 階 11 番窓口）において配布。三鷹市ホームページより閲覧、ダウンロードも可能

(2) 配布期間

令和 7 年 4 月 11 日（金）から令和 7 年 4 月 24 日（木）まで（市の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 配布物

ア 「三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画」策定支援業務プロポーザル募集要項

イ 「三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画」策定支援業務委託仕様書

ウ 「三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画」策定支援業務プロポーザル様式集（様式第 1 号～様式第 5 号）

6 質疑・回答

(1) 質疑方法

質問がある場合のみ、質問票（様式第 5 号）に必要事項を記載のうえ、三鷹市健康福祉部介護保険課介護給付係まで電子メールにて送付すること。

e-mail:kaigo@city.mitaka.lg.jp

(2) 質疑受付期間

令和 7 年 4 月 11 日（金）から令和 7 年 4 月 24 日（木）まで

(3) 回答方法

質疑は、令和 7 年 4 月 11 日（金）から受付を行い、回答は、令和 7 年 4 月 14 日（月）から、質疑の都度、ホームページに掲載する。ただし、質疑を行った事業者名は開示しない。質疑及び回答は、本要項等の補足又は修正として取り扱う。

7 応募

(1) 応募方法

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、提出物に必要事項を記載の上、応募期間内に三鷹市健康福祉部介護保険課介護給付係まで提出すること。なお、企画提案書は 1 者 1 提案とすること。

(2) 応募期間

令和 7 年 4 月 11 日（金）から令和 7 年 4 月 28 日（月）まで

(3) 提出物

提出物	部数	備考
【参加意思表明書兼提案書】 指定様式（様式第 1 号）に従って記入すること。	1 部	様式第 1 号
【会社概要】 パンフレットの提出も可	1 部	自由様式
【企画提案書】	7 部	書式は A 4 版、

プレゼンテーションの際に用いる資料として、別紙「三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画」策定支援業務委託仕様書を参考にし、次の課題又はテーマについて記述すること。 (ア) 本業務に対する取り組み方針や考え方 (イ) 高齢者を取り巻く課題、現状分析 (ウ) 高齢者等実態調査の実施体制及び分析について (エ) 高齢者計画、介護保険事業計画の構成について (オ) 検討市民会議における助言及び運営支援について (カ) 本業務の進め方、推進方法について (キ) 国・都、他自治体の動向等情報収集、課題、現状分析の方針について		長辺綴じ 20 頁以内（表紙を除く。）とし、文字の大きさは 11 ポイント以上で分かりやすく簡潔にまとめること。なお、ページ番号を中央下段に記入すること。
【見積書】 (ア) 本提案における見積価格は、本業務を実現するための全ての費用を見積額として、年度ごとの内訳が分かるように記入すること。なお、見積価格は、提案内容評価の参考として利用するものであり、必ずしも契約金額と等しいものではない。 (イ) 見積価格は消費税を除いたものとする（額を明示してください。）。 (ウ) 可能な限り明細を記載すること。	1 部	
【工程計画表】 仕様書の内容をよく確認のうえ、業務実施スケジュールを記載すること。	7 部	
【業務体制及び実績書】 本業務の業務体制について、三鷹市との連絡体制（連絡先住所、電話番号などを含む。）を提示すること。 また、主なメンバーの役職、職責、所属、氏名及び業務実績などについては、指定様式（様式第 2 号）に記載すること（実績は、令和 4 年 4 月 1 日以降の実績に限る。）。	7 部	自由様式及び様式第 2 号
【類似契約実績表】 法人として本件と類似した契約実績がある場合は、指定様式（様式第 3 号）に契約の概要を記載してください。なお、記載できる実績は、令和 4 年 4 月 1 日以降に契約したものに限る。	7 部	様式第 3 号
【類似契約実績における成果物】	1 部	

法人として本件と類似した契約実績がある場合は、その成果物のうち直近に作成したものを提出してください。		
【市政情報公開請求に関する提案書の取り扱いについて】 指定様式（様式第4号）に従って記入してください。	1部	様式第4号
質問票 ※	電子	様式第5号

※ 質問票については、質問がある場合にのみ提出（令和7年4月24日（木）まで）

(4) 提出方法

企画提案に係る提出書類については、次のとおり提出すること。なお、提出された書類については、書き換え、引き換え及び撤回は認めない。

ア 提出期限

令和7年4月28日（月）必着

イ 提出先

事務局まで直接又は郵便（配達記録が確認できる郵送方法）、宅配便で提出すること。電子メール、ファクスによる提出は認めない。

8 書類審査

本要項に定める「2 経費」及び「4 参加資格」に係る条件を満たす者を書類審査合格とする。

審査結果の通知は、応募した者全員に対し、郵送により行う。

通知の期日は、令和7年5月9日（金）を予定とする。

9 プレゼンテーション審査

(1) 審査方法

書類審査に合格した者を対象に、企画提案書に基づきプレゼンテーション及びヒアリングによる審査（以下「プレゼンテーション等審査」という。）を実施する。

プレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは15分程度とする。

プレゼンテーション等審査の期日は、令和7年5月15日（木）を予定とする。

(2) 企画提案に係る評価の視点

評価は次の項目について行い、配点する。

ア 本業務に対する取組姿勢について

イ 業務体制について

ウ 実績について

エ 見積額について

オ スケジュール管理について

カ 高齢者等実態調査の実施体制及び分析について

キ 検討市民会議における助言及び運営支援について

ク 計画策定に係る業務提案について

ケ その他（三鷹市の要求事項以外の有益な提案）

10 候補者決定

(1) 決定方法

提案内容、見積金額を点数化して評価を行い、候補者を決定する。

(2) 結果通知

候補者となったか否かの通知は、プレゼンテーション等審査の参加者全員に対し、郵送により行う。

通知の期日は、令和7年5月21日（水）を予定とする。

なお、プレゼンテーション等審査の参加者の点数及び順位について、開示の請求があった場合には、他の事業者名が特定できない形での開示とする。

11 契約締結

(1) 契約締結に当たっては、必要に応じ仕様書及び金額の精査を行った後、市において見積合せを行う。なお、企画提案書は仕様書の補足又は修正として取り扱う。

(2) 候補者は、市から連絡があった場合は、市が指定する様式により見積書を提出し、市は見積金額が予定価格以下のとき契約を締結する。

(3) 最上位の順位の候補者との契約に至らなかったときは、市は評価結果の高かった者から順に、次の順位の候補者と(1)、(2)の手順により契約をすることができる。

12 情報公開

(1) 提出された書類は、全て三鷹市情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。

(2) 提出された企画提案書は審査以外には使用しないが、三鷹市情報公開条例に基づく市政情報として取り扱う。

今後、仮に企画提案書に対する情報公開請求が第三者からあった場合の提案者の意向として、「非公開」、「一部公開」、「全部公開」のいずれの意思表示をするか、企画提案書の提出時に所定の様式（様式第4号）で提出すること。

市としては、当該回答に基づく対応を行うが、生命、身体等の安全等の公益上の必要等特別な事情がある場合は、回答にかかわらず公開することもある。

13 その他

(1) 経費負担

プロポーザルへの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。また、プロポーザルが中止となった場合においても、参加者はプロポーザルへの参加に要した経費を市に請求することはできない。

(2) 書類の取扱い

提出された書類は返却しない。

受付期間終了後における書類の変更や追加は認めない。ただし、市から指示があったときはこの限りでない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- イ 募集要項等を示された提出条件等に適合しない場合
- ウ 候補者決定に影響を与える不誠実な行為を行った場合

(4) 辞退

応募後に辞退するときは、速やかに書面（任意様式）により、三鷹市健康福祉部介護保険課介護給付係までその旨を通知する。

14 日程

項目	期間又は期日
募集要項等配布	4月11日（金）～4月24日（木）
質疑受付	4月11日（金）～4月24日（木）
質疑に対する回答	4月14日（月）～4月25日（金）
応募受付	4月11日（金）～4月28日（月）
書類審査	5月7日（水）予定
書類審査結果通知	5月9日（金）予定
プレゼンテーション等審査	5月15日（木）予定
結果通知	5月21日（水）予定
契約締結	6月上旬予定
業務履行開始	6月上旬予定

15 問い合わせ先

事務局：三鷹市健康福祉部介護保険課介護給付係（担当：谷治、水野、浅谷）

住所：〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号

電話：0422-29-9274

e-mail:kaigo@city.mitaka.lg.jp